

県民税配当割

■納める人

県内に住所を有し、一定の上場株式等の配当などの特定配当等の支払いを受ける個人が負担する税金で、当該上場会社等が配当等の支払いの際に徴収し、県に納めます。

■納める額

支払いを受けるべき特定配当等の額の…………… 5%

■課税対象

- 1 一定の上場株式等の配当等
- 2 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- 3 特定投資法人の投資口の配当等
- 4 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- 5 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金
- 6 源泉徴収選択口座内の配当等

（平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は、配当割の課税対象になりました。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。また、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定口座外の割引債の償還差益が、配当割の課税対象に加わりました。）

■申告と納税

配当割を徴収した上場会社等が、徴収の日の属する月の翌月10日までに申告し、納入します。

源泉徴収選択口座内の配当等については、徴収した証券会社等が年間一括納付方式により原則として翌年の1月10日までに申告し、納入します。

■市町への交付

配当割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。